

資料23 - 1 - 5 市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について
(パブリック・コメントの募集)

金融監督庁では、今般、内部モデルの検査に際しての具体的な着眼点等を整理し、これを「内部モデルの確認検査用チェックリスト」として「金融検査マニュアル」の市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリストに追加することを検討しています（同時に信用リスク検査用マニュアルにおいて、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する金融機関の貸付けに係る取扱い等について、所要の整備を行う予定）。

(注) 整備の概要については別添1、具体的内容(マニュアル)については別添2、3、4をそれぞれ参照。

つきましては、ご意見がありましたら、平成12年4月3日(月)までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させて頂くことがありますので、あらかじめご了承願います。

ご意見の送付先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎4号館

金融監督庁検査部審査業務課

FAX 03 - 3506 - 6119

HPアドレス <http://www.fsa.go.jp/>

市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について

・内部モデルに係るマニュアルの整備

1．内部モデルに係るマニュアルの整備の趣旨

平成10年1月より、バーゼル委員会合意に基づきマーケットリスク規制が導入され、国際統一基準を適用する銀行の自己資本比率の算定において求められるマーケットリスク相当額の算出については、銀行法第14条の2の規定に基づき、自己資本比率の基準を定める告示により、内部モデル方式又は標準的方式によることとされている。

また、金融機関においては、マーケットリスク相当額の算出のみならず、金融機関内部の市場関連リスク管理用としても内部モデルを使用しているところが認められる。

金融監督庁検査部としては、平成11年2月以降、内部モデルの妥当性等の実態把握に重点を置きつつ、市場関連リスクに関する検査を順次実施してきたところであるが、金融機関のリスク管理において、内部モデルの役割が重要性を増してきていることに鑑み、今般、内部モデルの検査に際しての具体的着眼点等を整理し、「金融検査マニュアル」の整備を行うこととしたものである。

(注) 具体的には、「金融検査マニュアル」の市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにおける - 2 - の項目名のマーケットリスク規制関連を「マーケットリスク規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク管理」とし、別添として、「内部モデルの確認検査用チェックリスト」を追加することとする。

2．金融検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲

自己資本比率算出におけるマーケットリスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティリスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

ただし、バンキング勘定の金利リスクに関するリスクの計測手法については、バーゼル委員会においても、コアとなる預金のデュレーションの定量化等、計測プロセスに関連して未だ議論が分かれる問題があると認識されているところである。

したがって、バンキング勘定の金利リスクについては、本マニュアルのチェック項目等では十分でなく、また、バックテスト等が困難な側面があること等に留意する必要があるが、いずれにせよ、バーゼル委員会での議論を踏まえつつ、リスク計量の前提条件（流動性預金のコア部分等の期日不定資産負債、預金・貸出金の中途解約、金利感応度等）をも考慮したマニュアルを整備することは、今後の検討課題である。

. その他

信用リスク検査用マニュアルにおいて、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する金融機関の貸付けに係る取扱いが、必ずしも明らかでないことから、所要の整備を行う。併せて、国及び地方公共団体に対する貸付けの取扱いを明確化した。

* 平成12年3月3日 発表、ホームページ掲載

平成12年3月3日付でパブリック・コメントに付した標記の件につきましては、4月3日をもってコメントの受付を締め切らせていただきました。お寄せ頂いたコメントを踏まえ、5月1日付で「金融検査マニュアル」の改正・発出を行います（別紙1、2、3を参照）。ご協力ありがとうございました。

お寄せ頂いたコメントの概要及びそれに対する考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>【総論】</p> <p>銀行法等に基づき届け出ている計測リスクモデルについてはミニマムスタンダード、内部管理で自主的に利用しているモデルについてはベストプラクティス、とすることが妥当ではないか。（農林中央金庫）</p> <p>国際統一基準においてマーケット・リスク相当額を算出する手法のうち、標準的手法以外のものを内部モデル方式と呼んでいるが、実務的に様々な「内部モデル」があり、「内部モデル」という単語が単独で使われると違和感がある。</p> <p>また、「モデル」という用語についても表現を統一すべきである。（個人・会社員）</p> <p>市場リスク管理に限らず、リスク管理のレベルというのはその銀行の業務戦略・業務実態及びそれらの一部をなす人材の処遇方法と整合的でなければならない。銀行に要求するリスク管理のレベルは、個別行の業務戦略や業務実態によって異なる。（個人・会社員）</p> <p>市場専門の情報管理もリスク管理の一部とするならば、そのためのチェックリストも作成してはどうか。（個人・会社員）</p>	<p>本チェックリストは、金融機関が市場関連リスクを管理するために、内部モデルを使用している場合に、当該リスク管理態勢の確認検査を行う際にチェックすべき事項を明確化したものである。各金融機関が自社のリスク認識に応じて、合理的な説明及び対応が求められると考える。</p> <p>金融機関が市場関連リスク管理用として使用しているリスク量計測のための内部モデルを対象としている。</p> <p>また、実務においても、「モデル」の語は多義的に使われており、誤解のおそれは小さいと考える。</p> <p>本チェックリストでは、リスク管理に必要な人材の確保及び育成について、チェック項目としている。また、リスク管理態勢の確認用チェックリスト（共通編）においては、リスク管理を行うための適切な人員配置等をチェック項目としている。</p> <p>現行の金融検査マニュアルにより対応可能と考える。</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>【 - 1 内部モデルの位置付け】</p> <p>内部モデルを用いて自己資本の割り当て方針を策定することが、経営管理・リスク管理上有効な手法の一つであるが、内部モデルの実情や、金融機関毎の業務特性の違い等も踏まえる唯一絶対の方法ではないと考える。従って、ベストプラクティスが適切である。 (農林中央金庫)</p> <p>【 - 5 - (2) 計測結果の分析・活用】</p> <p>部門別の業績評価のためにVaRを活用することは、有効な手法の一つであると考えられるが、業績評価の手法には様々なものが考えられ、金融機関毎の特性を踏まえて選択することが妥当だと考える。従って、ベストプラクティスが適切である。(農林中央金庫)</p> <p>業績評価のためのリスク量計測手法、自己資本割り当てのためのリスク量計測手法、リミット設定の対象となるリスク量測定の手法は、それぞれ違うことも多いと認識して欲しい。 (個人・会社員)</p> <p>【 - 5 - (3) リスク計測モデルの適正性】</p> <p>「ミドルは、各部門のフロントと同一のモデルを使用していることが望ましい」としているが、先進的な金融機関ほど、様々なモデルが存在する可能性があり、必ずしも、「望ましい」とは言えないと考える。(個人・会社員)</p> <p>「フロントとミドルは、同一のVaRを使ってリスク管理を行うことが望ましい」とあるが、リスク管理が何をさすのかが分からないと「望ましい」とは言えないと考える。 (個人・会社員)</p> <p>【 - 7 - (3) 内部検査の検査範囲】</p> <p>「プライシングモデルのロジックの正確性」とあるが、どのプライシングモデルも現実の世界を少ししか模擬できない以上、「妥当性」又は「合理性」のほうが適切であると思う。(個人・会社員)</p>	<p>各金融機関は自社のリスク認識に応じて、合理的な説明及び対応が求められると考える。</p> <p>各金融機関は自社のリスク認識に応じて、合理的な説明及び対応が求められると考える。</p> <p>各金融機関は自社のリスク認識に応じて、合理的な説明及び対応が求められると考える。</p> <p>同一のモデルを使用していない場合の合理的な説明及び対応が求められていると考える。</p> <p>同一のモデルを使用していない場合の合理的な説明及び対応が求められていると考える。</p> <p>コメントについて採用することとしたい。 (チェックリストの文言を「合理性」とする。)</p>

コメントの概要	コメントに関する考え方
<p>【 - (1) マーケット・リスク相当額の算出】</p> <p>「直近60営業日の日々のVaR値の平均」を下限とする論理的根拠がない。(大和証券SBキャピタルマーケット)</p> <p>【 個別リスクの計測】</p> <p>～ は証券会社の自己資本規制に関する命令第9条第14項各号によって置き換えた方が適切ではないか。(大和証券SBキャピタルマーケット)</p>	<p>大蔵省告示(H5.3.31)等により定められた基準である。</p> <p>大蔵省告示(H5.3.31)等により定められた基準である。</p>

「内部モデルの確認検査用チェックリスト」の最終ページの欄外に、注意事項として、検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲についての記載を追加致しました。

* 平成12年5月1日 発表、ホームページ掲載

市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

改正

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
マーケット・リスク 規制関連及びその他の 内部モデル を使用した リスク管理	内部モデルの確認検査用チェックリストを参照		

(注) 上記の内部モデルの確認検査用チェックリストについては、【別紙2】を参照のこと。

現 行

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
マーケット・リスク 規制関連 (国際統一基準適用金融機関のみ検証)	(1) マーケット・リスク相当額不算入の特例の規定	(1) 特定取引勘定設置金融機関及び特定取引勘定設置金融機関以外の金融機関それぞれについて、マーケット・リスク相当額不算入の特例の規定(告示(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第16号。以下同じ。))第3条により不算入としているものは、告示に定められている条件を満たしているか。	
	(2) マーケット・リスク算出の対象の規定	(2) 特定取引勘定設置金融機関及び特定取引勘定設置金融機関以外の金融機関それぞれについて告示(第10条)に定められている取引及び財産を対象としているか。	
	(3) マーケット・リスク相当額の正確な算出	(3) マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、告示(別表第3)に定めるところの内部モデル方式又は標準的方式を用いて正確に算出しているか。 〔GD〕主要な金融市場でのディーリングを行い、複雑なデリバティブの内製化を行っている金融機関については、より精緻な方式によりマーケット・リスクの計量を行う必要があることから、内部モデル方式により算出することが望ましいが、そうでない場合には、標準方式で算出しているか。 また、内部モデル方式は継続して使用する必要があるが、バック・テスト・ディングの結果により、リスク計測モデルに不備があると認められた場合には、適切に修正の手続きを行っているか。(監督庁への届出も含む) 内部モデル方式を用いる場合には、下記の基準を満たしているか。 「リスク管理部署」をマーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置しているか。 リスク管理部署が、適切にバック・テスト・ディング及びストレステストを実施し、それらの手続きを記載した書類を作成しているか。 取締役会等がリスク状況の報告を受け必要な判断を行っているなど、リスク管理手続きに積極的に関与しているか。 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続きを記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられているか。 リスク計測過程について、1年に1回以上の頻度で内部監査を行っているか。また、定期的に会計監査人等による外部監査を受けているか。 リスク計測モデルが告示に定める定量的基準を満たしているかについて会計監査人等による外部監査を受けているか。 なお、標準方式についても告示(別表第3)に定められている方式に従い算出しているか。 〔CD、EU〕標準方式でも差し支えないが、告示(別表第3)に定められている方式に従い算出しているか。	
	(4) 告示上のモデルと実際のモデルとの違いの認識	(4) 国際統一基準における、マーケット・リスクの内部モデル方式においては、保有期間を10日間と仮定している等、実際のトレーディング手法とは異なる場合があることを認識した上で、自行のトレーディング手法に応じた内部のリスク管理用モデルを設定していることが望ましい。	
	(5) リスク管理部門におけるモデルの理解	(5) リスク計測モデルでは、拠点毎、商品毎等種々のものが存在すると考えられる。したがって、リスク管理部門においては、何種類のモデルを使用しているか。また、各モデルの要素は統合的に決定され、リスク量の合算手続にも問題はないかを検証した上で、その内容を理解しているか。 なお、市場・リスク管理・事務管理部門でリスク量等が相違する場合は、その要因・妥当性が説明できているか。	

内部モデルの確認検査用チェックリスト

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
・ 一般的条件 1. リスク管理システムの遺漏のない形での運営	内部モデルの位置づけ	リスク管理システムに概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。 ・ リスク管理方針のもとで、内部モデルについて次のようなことが把握されているか。 当該金融機関が行っている取引の種類と規模を踏まえたモデルの構築の考え方に基づいたリスクの特定と計測 ～ から生じるモデルの限界と弱点を補完するためのストレス・テストの実施の内容を検証するためのバック・テストの内容 また、連結対象となる子会社等に対しても上記～について把握し、連結ベースのリスク管理システムに問題がないことを確認しているか。 ・ 内部モデルで把握された結果を踏まえ、自己資本の割り当ての方針を策定しているか。	
2. リスク管理のための人員配置	(1) 人材の確保	・ 各部門（フロント、ミドル、バック、検査部等）の業務内容に応じて、モデルの使用に習熟したスタッフが確保されているか。 ・ 管理者は、VaR及びモデルに関し、十分な知識と経験を有しているか。	
	(2) 人材の育成	・ 内部モデルに関する研修体制は整備されているか。	
3. モデルに関する記録	モデルに関する過去の記録	・ モデルの運用記録を保存しているか。 ・ モデルの設計における方法等選択の際の検討過程、決定根拠についての詳細な記録等を保存しているか。 ・ 事後の検証を容易にするための記録を保存しているか。	
4. ストレス・テストの実施	定期的なストレス・テストの実施	・ 後段 3. 「ストレス・テスト」のような形で、ストレス・テストを実施しているか。	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
. 定性的基準 1. 独立したリスク管理部署の設置	(1) リスク管理部署の独立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理システムの設計・運営に責任を負うリスク管理部署を、フロント部署から独立して設置しているか。 ・同一の役員が、フロント部署とリスク管理部署を担当していないか。 	
	(2) 役員及び取締役会等への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署は、リスク計測モデルの算出結果を担当役員及び取締役会等に直接、報告しているか。 	
	(3) リスク管理部署の権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署の役割及び権限について、明確に規定しているか。また、各規定の整合性に問題はないか。 	
	(4) リスク管理部署の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署は、リスク計測モデルから得られた結果を分析しているか。 ・リスク管理部署は、適切なリスク管理の観点から、フロント部署等に対する相互牽制機能を十分に発揮できる態勢となっているか。 ・リスク管理部署は、明確なリスク管理方針を関連全部署に周知徹底しているか。 ・リスク管理部署は、トレーディング・リミットの遵守状況等を管理しているか。なお、バンキング勘定においてもリミットを設定している場合には、遵守状況等を管理しているか。 	
2. バック・テスト	(1) バック・テストの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・バック・テストの実施方法、頻度、分析手続き及び報告手続きは文書化されているか。 ・バック・テストを定期的実施しているか。 ・ポートフォリオを固定させた仮想のトレーディング損益等と、実際のトレーディング損益等いずれかを用いたバック・テストを実施しているか。 ・ブロード・リスク・カテゴリー（金利・株式・外国為替・コモディティ、また、オプションのボラティリティは、関連するそれぞれのリスク・ファクター・カテゴリーに含まれる）内で、過去のデータから計測される相関を考慮している場合、ブロード・リスク・カテゴリー別のバック・テストを業務内容等に応じて実施していることが望ましい。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(2) バック・テスト結果の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング損益等がVaRを超過した際の原因を分析しているか。 ・日毎のVaRとトレーディング損益等との間に、常時、大きな乖離が生じている場合は、分析・検討を行い、その要因に応じてモデルを見直しているか。 ・バック・テストの結果に基づき、内部モデルの特性や捕捉していないリスクについて把握し、必要な対応を行うことによりリスク計測モデルの信頼性や整合性を確保しているか。 	
	(3) バック・テスト結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・バック・テストの結果は、実施の都度、担当役員等に報告しているか。 ・バック・テストの結果は、一定期間毎に取締役会等に報告しているか。 ・バック・テストの結果、リスク計測モデルの正確性等に問題が発見された場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための体制を確保しているか。 	
3. ストレス・テスト	(1) ストレス・シナリオの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するストレス・シナリオが設定されているか。 ・当該金融機関のポートフォリオに対して、最悪事態を想定したストレス・シナリオを開発しているか。 ・ストレス・シナリオには、当該金融機関特有のリスクの特徴を反映しているか。 (例えば、オプションやオプションに類似した性質を有する商品の価格特性を考慮しているか) ・ボラティリティあるいは相関係数の変化を考慮に入れたストレス・シナリオが設定されていることが望ましい。 	
	(2) ストレス・テストの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス・テストの実施方法、頻度、及び報告手続きは文書化されているか。 ・ストレス・テストを定期的実施しているか。 ・ストレス・テストの対象となっているリスク・ファクターは、主要な取引をカバーしているか。また、ストレス・テストの対象となっていないリスク・ファクターについては、随時、見直しているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(3) ストレス・テスト結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス・テストの結果は、実施の都度、担当役員等に報告しているか。 ・ストレス・テストの結果は、一定期間毎に取締役会等に報告しているか。 ・ストレス・テストにおいて多額の損失が予想される場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための体制を確保しているか。 	
	(4) ストレス・テスト結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス・テストの結果に応じた対応策等が策定されているか。 ・ストレス・テストの結果を、運用方針やリミットの設定に反映するよう活用しているか。 	
4.取締役及び取締役会のリスク管理への関与	(1) 取締役等のリスク計測モデルへの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会は、リスク管理の重要性を認識して経営資源を投入しているか。 ・取締役会は、VaRの算出方法及び限度額の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。 ・リスク管理担当役員は、内部モデルの内容を理解し、その弱点を把握しているか。 ・役員等に対し、内部モデルの理解を深めるため、必要に応じ、適宜研修等を行っているか。 	
	(2) リスク管理への取組体制	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役及び取締役会は、リスク計測モデルによるリスク管理に積極的に関与するとともに、当該業務に必要な体制整備を行っているか。 ・取締役会は、当該金融機関の業務内容に必要とされるリスク計測モデルの基本的な考え方を明確に定めているか。 ・取締役会は、リスク管理の方針及び手続きの策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。 	
5.リスク計測モデルの通常のリスク管理手続への取込み	(1) 計測結果レポートの作成・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・VaRを用いた日々のリスクレポートは迅速に作成され、日次ベースで管理者へ報告しているか。 ・VaRリミットの超過は適切に報告、承認されているか。 ・管理者へのコメントを含めた、主要なリスクを要約した報告書が定期的に作成されているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(2) 計測結果の分析・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各関連部署は、リスクレポートを日々のリスク管理に活用しているか。 ・モデルにより計測したリスク量と、ポジション枠及び収益目標の関係について分析しているか。 ・リスク計測結果は、リスク管理方針の策定やモニタリング等に十分に活用されているか。 ・リスク計測結果は、運用方針やリミットの設定に反映しているか。 ・部門別の業績評価のためにV a Rが活用されているか。評価にV a Rを活用している場合には、個人もしくはグループ等のより小さな収益ユニット単位の評価にも、V a Rを活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価が行われていることが望ましい。 	
	(3) リスク計測モデルの適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルは、各部門のフロントと同一のプライスを使用していることが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・ミドルは、各部門のフロントと同一のモデル（イールド・カーブ等）を使用していることが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・フロントとミドルは、同一のV a Rを使ってリスク管理を行うことが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・リスク計測モデルを変更する場合の手続きは適正に行われているか。 ・新しいモデルを使用する前に、テスト・データにより他の計算手法で計算した結果と比較検討しているか。 ・リスク計測モデルの変更に当たっては、リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連部署及び子会社等に対して伝達しているか。 ・リスク計測モデルは、業務の実態に応じて、必要なリスクを全てカバーしているか。 	
	(4) 日々のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のモニタリングは適切に行われているか。 	
	(5) 新商品への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品は、リスク計測モデルに組み込まれているか。 ・V a R計測に含めない商品は、含めないだけの合理的理由があるか。また、その場合には、十分な自己資本を割り当てているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
6. リスク計測モデルに関する規定の整備	(1) 規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続きを記載した規定を整備し、定期的に見直しているか。また、市場リスク管理態勢に関する他のチェック項目との整合性は、確保されているか。 	
	(2) 規定の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・規定を遵守するための態勢を構築しているか。 	
7. 内部検査・外部監査 内部検査	(1) 内部検査の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・内部モデル検査を網羅的にカバーする検査プログラムが整備されているか。 ・内部検査の担当者は、市場リスク管理手法に習熟しているか。 	
	(2) 内部検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・内部検査は、1年に1回以上の頻度で行っているか。 	
	(3) 内部検査の検査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・内部検査において、以下の点について検査を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> リスク管理システム及びそのプロセスは適切に文書化され、遅滞なく更新されていること リスク管理部署の組織構成・人材の配置 マーケット・リスクの計測が日々のリスク管理に統合されていること プライシングモデル及びリスク計測モデルを含む新しいモデルの承認プロセスの適切性 リスク管理プロセスにおける変更内容 リスク計測モデルによって捉えられるマーケット・リスクの範囲 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと ポジション・データの正確性及び完全性 内部モデルを稼働させる際に用いられるデータソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性 ボラティリティや相関等に関する仮定の正確性及び適切性 プライシングモデルのロジックの合理性 リスクの計測値や計算方法の正確性 バック・テストングのプロセス及び結果の適正性 ストレス・テストのプロセス及び結果の適正性 	
	(4) 内部検査結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・内部検査の結果を踏まえて、リスク計測モデルを適切に見直しているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
外部監査	外部監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査は、定期的実施しているか(1年に1回程度が望ましい)。また、リスク計測モデルの重要な変更が行われた場合にも、外部監査を実施しているか。 ・外部監査は、業務内容や内部検査の実施状況を勘案して、適切に実施しているか。 ・外部監査の結果を踏まえて、リスク計測モデルを適切に見直しているか。 	
8. リスク計測システム	(1) ドキュメントの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに関する方針及び手続きは全て文書化されているか。 ・システム毎(PCを含む)にそれぞれのシステム・ドキュメントが作成されているか。 ・リスク計測システムの機能及びシステム間の相互関係を正確かつ網羅的に記述した文書を整備しているか。 	
	(2) データ入力	<ul style="list-style-type: none"> ・データのエラーチェックを行っているか。 ・外部データは適正なソースのものを使用しているか。異なったソースを使用している場合には、合理的理由及び整合性があるか。 ・取引データの入力プロセスは、ダイレクトリンクにより行われているか。手入力となっている部分については、データの正確性の確認のためのレビューが行われているか。 	
	(3) システムの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・VaRモデルの変更は、リスク計測システムに正しく反映されているか。 	
	(4) セキュリティー	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、システムの操作方法とともにセキュリティーに関する知識を有しているか。 ・情報の保護に関する実効的な規定が整備され、遵守されているか。 ・システムのコンティンジェンシープランが策定されているか。 	
9. 内部モデルの研究	モデルの研究態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・内部モデルの高度化及び精緻化のための研究が、随時、行われているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
. 定量的基準 1. VaRの算出	(1) パラメーターの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング勘定においてVaRを日々算出しているか。 ・VaRを算出する際は、片側99%の信頼区間を適用しているか。 ・保有期間は10営業日以上としているか。また、保有期間に対応したデータの採取方法の妥当性を検証しているか。 ・ヒストリカル・データの観測期間は1年以上となっているか。また、ヒストリカル・データの観測期間について、期間の妥当性を検証しているか。 ・ヒストリカル・データを3か月に1回以上は更新しているか。また、更新サイクルの妥当性を検証しているか。 ・なお、バンキング勘定においてVaRを算出している場合には、算出頻度や設定したパラメーターは適切なものとなっているか。 ・市場価格が大きく変動した場合には、ヒストリカル・データについての見直しの必要性を認識し、適切な対応を行っているか。 ・内部モデルの前提条件となる事項等（正規性や相関など）について、定期的に検証を行っているか。 	内部管理用モデルにおいては各金融機関のリスク管理方針に基づいた信頼区間、観測期間等を設定している場合には、内部モデル（BIS用モデル）との差異を把握する必要がある。
2. マーケット・リスク・ファクター	(1) リスク・ファクターの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケット・リスク・ファクターの設定に当たっては、ポートフォリオに内在するリスクを十分に把握できるものとなっているか。 ・マーケット・リスク・ファクターについては、金利、為替、株式及びコモディティに関するものを設定しているか。 ・複数のリスク・ファクターに属する資産のマッピングにおいては、各リスク・ファクターに対応させているか。 ・業務内容の変化に応じ、設定したマーケット・リスク・ファクターを見直しているか。 	
	(2) 金利リスク・ファクター	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なポジションを有する各通貨毎にリスク・ファクターを設定しているか。 ・イールド・カーブの作成方法についての規定を整備しているか。 ・イールド・カーブのリスク・ファクターの設定及び構築方法について、当該金融機関のポートフォリオ特性との整合性に問題はないか。 ・スプレッド・リスクを把握しているか。 	
	(3) 為替リスク・ファクター	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なポジションについて、各通貨毎（ゴールドを含む）に対応したリスク・ファクターを設定しているか。 ・市場流動性に欠ける通貨の取り扱いについて、VaR計測における取り扱いと業務運営方針における取り扱いは整合しているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(4) 株式リスク・ファクター	<ul style="list-style-type: none"> ・株式リスク・ファクターは、マーケットの特徴及び運用の特徴と整合的になっているか。 	
	(5) コモディティ・リスク・ファクター	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関のコモディティへの取組状況に照らして、適切なリスク・ファクターを設定しているか。 	
3. リスクの合成	ポジションの相殺	<ul style="list-style-type: none"> ・金利、為替、株式及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてリスク量の合算する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存しているか。 	
4. オプション	(1) オプションのリスク計測	<ul style="list-style-type: none"> ・オプションのリスクについては、各リスク・カテゴリー内で計測しているか。 ・オプションの非線形リスクを捉えているか。 ・オプションのリスク計測手法の採用において、各手法を比較検討しているか。 	
	(2) ガンマ・リスクの計測	<ul style="list-style-type: none"> ・分散共分散法を採用している場合、オプションのガンマ・リスクを計測しているか。 	
	(3) ベガ・リスクの計測	<ul style="list-style-type: none"> ・オプションのボラティリティについては、異なる残存期間毎に区分して計測しているか。 ・オプションのボラティリティの変動によるリスク（ベガ・リスク）の計測のためのリスク・ファクターを組込んでいるか。 ・複雑なポジションを有する金融機関は、そのポジションに係るボラティリティをより詳細に特定しているか。 	
5. ポジションデータ等	(1) データの採取	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な資産（オフバランスを含む）のマーケット・データが採取されているか。 ・データの取得タイミングやサイクルにおいては、データが偏ったものにならないようにしているか。 ・異常データの発見と対処のための具体的運用基準を定めているか。 	

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
	(2) データの正確性・整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損データの補間方法は妥当か。 ・データ・ソースの整合性、適時性、信頼性、独立性に問題はないか。 ・ポジション・データを常に検証し、その正確性及び整合性を確保しているか。 (例えば、リスク計測モデルで使用しているポジション・データとバックで把握されたポジション・データとの照合を定期的実施しているか) 	
・マーケット・リスク規制におけるマーケット・リスク相当額の算出	(1) マーケット・リスク相当額の算出	<ul style="list-style-type: none"> ・前日のVaR値と直近60営業日の日々のVaR値の平均に、決められたマルチプレケーション・ファクターを乗じた値の二つの値のうち、大きい方をマーケット・リスク相当額としているか。 	(注)「超過回数」とは、内部モデル方式を用いる部分について、算出基準日を含む直近250営業日の日ごとの損益を、実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益として算出し、その日ごとの損失の額が保有期間を1日、信頼区間を99%としてリスク算出した日ごとのVaRを上回る回数をいう。
	(2) バック・テストによる超過回数に応じた適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・バック・テストの結果、発生した超過回数に応じて、以下のような対応を行っているか。 超過回数が10回以上の場合は、適切に対応しているか。 超過回数が5回以上の場合は、それぞれについて、その原因を分析した事項を記載した書類を作成し、保存しているか。また、その理由を明確に説明できる体制となっているか。 	
・トレーディング勘定における個別リスク	個別リスクの計測	<ul style="list-style-type: none"> ・個別リスクについては、漏れなく計測しているか。 ・個別リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、定性的基準及び定量的基準に加え、以下の基準を満たしているか。 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること 市場環境の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること イベント・リスク及びデフォルト・リスクを正確に把握していること バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること ・個別リスクを内部モデル方式を用いて計測していない場合には、標準的方式を用いて計測しているか。 	

注意事項 検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲

自己資本比率におけるマーケット・リスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とする。
なお、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

信用リスク検査用マニュアル

大項目	1. 債権の分類方法	
中項目	自己査定基準の適切性	自己査定基準の適切性
	現行	改正
(1) 基本的な考え方	<p>債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。</p> <p>なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。</p>	<p>債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。</p> <p><u>ただし、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。</u></p> <p>なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。</p>
(6) 分類対象外債権	政府出資法人及び地方公共団体に対する債権	政府出資法人に対する債権

大項目	1.債権の分類方法	
中項目	自己査定基準の適切性	自己査定基準の適切性
	現行	改正
(11)金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係 正常債権	<p>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、正常先に対する債権及び要注先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。</p>	<p>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要注先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。</p>

大項目	1. 貸倒引当金	
中項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当基準の適切性の検証
	現 行	改 正
1. 貸倒引当金	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。</p>	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。</p> <p><u>ただし、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。</u></p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。</p>

資料23 - 1 - 7 「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」の公表について

金融監督庁では、これまで、昨年8月25日に改訂された「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）」を用いて、金融機関等における2000年問題の対応状況について実態把握に努めてきたところである。

西暦2000年まで残すところ5カ月余りとなり、2000年問題対応に費やせる時間も少なくなってきた中で、各金融機関等においては、鋭意対応を進めているところであるが、対応を尽くしても不測の事態を招く可能性は皆無とは言えず、万一、問題が発生した場合に備え、その影響を最小限に止めるため、予めコンティンジェンシー・プランを準備することが最重要課題となっている。

今般、当庁では、「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」を策定することとした。本チェックリストにおいては「2000年以降もこれまでと変わらずにビジネスを継続する」との視点に立ち、その阻害要因となるものを排除するためには何をすべきかという面からのリスク分析を行っているか、リスクシナリオの想定やリスク軽減策の実行がIT（Information Technology）面だけに止まっていないか、コンティンジェンシー・プランについてもコンピュータ・トラブルに起因するものだけに限定されていないかといった点等に重点を置いている。今後、当庁の2000年問題に関する金融検査においては、従来のチェックリストに加え、本チェックリストに基づき、各金融機関等が策定したコンティンジェンシー・プランについて重点的に実態把握するものとする。

なお、本日、当庁に「金融監督庁2000年問題対策室」を設置した。今後、当対策室を中心として、金融機関等の取組状況のモニタリングを強化することとなるが、その際には、本チェックリストも参考にしたいと考えている。

また、西暦2000年まで残された時間も短いことから、各金融機関等においても自らコンティンジェンシー・プランを検証する一助になると考えたため、本チェックリストを対外公表することとした。

コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト

コンピュータ2000年問題への対応において、各金融機関等は、規模・業態その他それぞれが有する特殊性を考慮しつつ各種リスクを分析し、それに応じたリスク軽減策を実行するとともに、不測の事態を想定してコンティンジェンシー・プランを策定する必要がある。そこで、本チェックリストは、このような過程を経て策定されたコンティンジェンシー・プランについて、金融検査の現場で検証しやすいように、「リスクの所在」ごとに、「リスクシナリオ」「リスク軽減策」「コンティンジェンシー・プラン」をとりまとめたものとなっている。

しかし、各金融機関等が抱えているリスクは一様でないことから、本チェックリストにおいては、コンティンジェンシー・プランについて確認すべき事項を例示として掲げることとした。

したがって、検査官は検査を行う際に、本チェックリストに掲げている事項の確認に止まらず、各金融機関等が抱えるそれぞれのリスクに応じたコンティンジェンシー・プランが策定されているかを実態把握する必要がある。

リスクの所在	リスクシナリオ	リスク軽減策	コンティンジェンシー・プラン
1. システムリスク	1. 自らが開発したシステムに誤作動、ダウンが発生する。 (システム関連子会社が開発したものも含む)	1. 全てのシステムを対象としているか。 2. 対象システムの稼働確認を行っているか。 3. 年越し、閉日のテストを行っているか。 4. 業務上重要な日付や特殊日付(全銀協、米国FFIEC等が示す日付)のテストを行っているか。 5. 本番機での稼働確認を行っていることが望ましい。	1. 危険日における体制を確立しているか。 ①社内の連絡体制 ②ベンダーとの連絡体制等 2. 誤作動がないか、誤データがないかを監視するプロセスを確立しているか。 例えば、誤作動早期発見マニュアル等の準備 等 3. コアビジネス毎のコンティンジェンシー・プランを策定しているか。 4. 既存のシステムダウン等の障害対策マニュアルを整備しているか。 5. 各種コンティンジェンシー・プランの訓練を行っているか。 6. 各種コンティンジェンシー・プランの発動基準(トリガー)が設定されているか。 7. 各種コンティンジェンシー・プランは営業店等で使いやすいようにマニュアル化されているか。 8. 予備の資源(特にスキルある要員)を十分に確保しているか。 9. システム障害が発生した場合の報告体制を確立しているか。
	2. 外部ベンダー提供システムの誤作動、ダウン(OS等の基盤ソフトウェアを含む)が発生する。	1. OS等について、十分な稼働確認を行っているか。 2. 外部ベンダー提供の業務用システムについては自社開発システムと同等以上のテストを行っているか。 3. 自らテストが実施できない場合に ①外部ベンダーのテストに立ち会っているか。 ②テスト内容を確認しているか。 ③保証書等の徴求を行っているか。 ④保証書等を法務部門にてチェックしているか。	
	3. ユーザー所管のシステムのダウン、誤作動が発生する。	1. ユーザー所管システムについても対象としているか。 2. エンド・ユーザー・コンピューティング等についても対象としているか。 3. 稼働確認についての的確な指示を行っているか。 4. 自社開発システムと同等の稼働確認を行っているか。 5. ユーザー所管システムの進捗状況を把握しているか。	
	4. 誤データ等の受領に伴う誤作動が発生する	1. 業界内対外接続テストへ参加しているか。 2. データ交換先との接続テストを行っているか。 3. データ交換先との接続テストの状況を把握しているか。 4. 接続テストの未実施先を把握しているか。	1. データ授受後の誤作動がないか、誤データがないかを監視するプロセスを確立しているか。特に、接続テスト未実施先と、2000年データ初回受渡時の確認方法等について取り決められているか。 2. 上記の事象を想定した法務リスクの対応策を準備しているか
	5. グループ企業(関連会社、海外拠点含む)のシステムにダウン、誤作動が発生する。	1. グループ企業のシステムについても対象としているか。 2. 自社と同等の稼働確認を指示しているか。 3. グループ企業のシステムの進捗状況を把握しているか。	1. 自社と同等のコンティンジェンシー・プランの準備・訓練を行っているか。 2. グループ企業に対して生じる風評リスク(特に海外拠点)に備えたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。
	6. 設備の異常が発生する。 (ビル管理システム、入退室管理システム等)	1. 設備等について、十分な稼働確認を行っているか。 2. 自らテストが実施できない場合に ①外部ベンダーのテストに立ち会っているか。 ②テスト内容を確認しているか。 ③保証書等の徴求を行っているか。 ④保証書等を法務部門にてチェックしているか。	1. 自動運転から手動運転への切替の準備・訓練を行っているか。 2. ベンダーとの連絡体制を確立しているか。 3. 2000年1月の初期稼働確認体制を確立しているか。

リスクの所在	リスクシナリオ	リスク軽減策	コンティンジェンシー・プラン
2. 事務リスク	1. TV、新聞社等マスコミから、Y2Kの対応状況等についての取材が増える。	<ul style="list-style-type: none"> 1. マスコミ向け記者会見等でY2Kの対応状況についての的確に情報開示しているか。 2. 有価証券報告書、ディスクロージャー誌等への的確に情報開示を行っているか。 3. マスコミからの問合せに的確に回答できるように広報担当等へ十分な教育を行っているか。 4. ホームページ等を定期的に更新しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. マスコミ向けの想定問答集についての準備・訓練を行っているか。 2. 専門的な質問にも対応できる体制を確立しているか。
	2. 顧客からY2Kの対応状況等についての問合せが増える。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 顧客向けの案内やパンフレット等の中で Y2K の対応状況を的確に情報開示しているか。 2. 顧客からの問合せに的確に回答できるように営業店窓口等へ十分な教育を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 顧客向けの想定問答集についての準備・訓練を行っているか。
	3. 1999年末に事務作業が増える。 ①残高証明書の発行 ②通帳への記帳 ③預金引き出し等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 顧客に安心感を与える適切な情報開示を行っているか。 例えば、年末における預金残高データを銀行側にて保全するといった対策を発表する等 2. 事務作業が集中した場合を想定した事務処理量や本部営業店の事務限界量を分析しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 集中事務を予測した対応策はあるか。 2. 集中事務を想定した訓練を行っているか。 3. 事務作業の増加に備えて、印刷帳票等用度品や営業店要員を多めに確保する予定があるか。 4. 流動性リスクへの対応策を準備しているか。
	4. 納入業者のY2K対応が不調に終り、事務に必要な用品の調達が困難となる。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 納入業者等各サプライヤーに対してアンケート等にて対応状況の確認をしているか。 2. アンケートを回収し、その内容を分析しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 事務に必要な用度品を多めに確保する予定があるか。 2. 多めに確保しない場合に、調達方法について代替案を確保しているか。 3. 対応が不十分な納入業者に対する対応策が準備されているか。
	5. 2000年1月到来時に正常稼働確認の問合せが増える。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 2000年1月営業開始までに、システム・設備等が正常に稼働することを十分に確認しているか。 2. 1999年中に稼働確認できないシステム・設備等を把握しているか。 3. 顧客に安心感を与える適切な情報開示を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 2000年1月到来時の稼働確認の体制が確立しているか。 2. 2000年1月に稼働状況を開示する手段を準備しているか。 例えば、安全宣言の準備あるいは非常事態宣言 等
	6. 事務委託等を行っている関連会社のY2K対応が不調に終り、事務が滞る。	<ul style="list-style-type: none"> 1. システムリスクだけでなく、その他の経営リスクの対応についても的確に指示しているか。 2. 自社と同等のコンティンジェンシー・プランの策定を義務づけているか。 3. 対応状況についての定期報告を義務付けているか。 4. Y2K対応についての検査等を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 自社と同等のコンティンジェンシー・プランを準備しているか。 2. 自社のコンティンジェンシー・プランと連携がとれているか。 例えば、関連会社の事務が滞った場合のトリガーが設定されているか。 3. 自社と共同にて訓練を行っているか。

リスクの所在	リスクシナリオ	リスク軽減策	コンティンジェンシー・プラン
3. 風評リスク (レピュテーション)	<p>1. 自社のY2K対応についての誤った風評が流れる。 ① 対応が遅れている ② 対応に真剣でない等</p> <p>2. 関連企業のY2K対応について誤った風評が流れる。</p> <p>3. 海外拠点のY2K対応について誤った風評が流れる。</p> <p>4. 金融業界、或いは特定の業態の対応が危惧される。</p>	<p>1. 業界内対外接続テストには参加(予定)しているか。(全てに参加することが望ましい。)</p> <p>2. 自社の対応状況を積極的に情報開示する等の対応策をとっていることが望ましい。</p> <p>3. 格付機関等各企業からのアンケートに対して的確に対応しているか。 例えば、回答責任者は先方の差出人に見合っているか。等</p> <p>4. 自社だけでなく、外部からの問合せに的確に回答できるように関連会社、海外拠点も含め、対外窓口等へ十分な教育を行っているか。</p> <p>5. 危険日といわれる特殊日付には部店長会議等の行事を開催しないようにしているか。</p> <p>6. 政府・日銀・業界団体等へ的確に情報開示しているか。</p>	<p>1. 対抗資料を準備しているか。 ①対応責任者の決定 ②テスト方針・内容の開示 ③対外接続テストの結果 ④Y2K対応を十分に実施していることを証明できる資料 ・Y2Kについての対応計画 ・Y2K稼働確認テストの記録 ・Y2Kに係わる経営陣からの指示・議事録等 ⑤法的対抗手段の準備(法務リスク対策) 必要に応じ上記の英文資料等</p> <p>2. Y2Kトラブル発生時の報告体制を確立しているか。 ①対応責任者の決定 ②トラブル速報の作成ルール・体制 ③トラブル原因の報告体制 ④トラブル復旧対策 ⑤コンティンジェンシー・プランへ切替の発動基準(トリガー) ⑥監督当局への報告 必要に応じ上記の英文資料等</p> <p>3. 1999年内に誤った情報が流れた場合を想定して、体制や対応方針を整えているか。</p> <p>4. 風評が格付機関の評価、自社の株価、顧客の動向に影響した場合を想定して、流動性リスク、市場リスク、事務リスクへの対応策を準備しているか。</p>
4. 与信リスク (クレジット)	<p>1. 融資先がY2Kの影響により返済が滞る。</p> <p>2. 融資先でのY2K対応が不調に終わり、最悪の場合融資額元本が回収不可能となる。</p>	<p>1. 確認を行う融資先の選定基準を設定しているか。</p> <p>2. 融資先に対してY2K対応状況のアンケートやインタビュー等を実施しているか。</p> <p>3. その内容について、システム部門にて検証しているか。</p> <p>4. その文面について、法務部門にて検証しているか。</p> <p>5. アンケートを行う役職員が先方の状況を的確に把握できるような教育を行っているか。</p> <p>6. 融資先Y2Kの対応状況に応じたランク付けの取り決めがあるか。</p> <p>7. 調査結果の分析及びその結果に基づく対応策を準備しているか。例えば、 ① 定期的なフォロー体制を整えているか。 ② 融資先向けのセミナーを企画しているか。 等</p>	<p>1. Y2K対応状況のランク付けに則った対応策及び発動基準が準備されているか。</p> <p>2. 2000年以前に先方のディスクロズ等で対応の不調が明確となった場合の対応策はあるか。</p>

リスクの所在	リスクシナリオ	リスク軽減策	コンティンジェンシー・プラン
5. 法務リスク (リーガル) 瑕疵担保責任 債務不履行責任 不法行為責任 製造物責任 証券取引法に基づく責任 善管注意義務等	1. 取引先等のビジネスパートナーから発生するY2K問題により損害を被る。	1. 取引先等から発生するY2K問題により、損害を被る可能性のある業務、システムの洗い出しを行っているか。 2. 各社との契約をY2Kの観点から見直しているか。 3. 取引先等の対応状況を調査のうえ、対応状況に応じたランク付けの取り決めがあるか。	1. Y2K対応状況ランク付けに則った法的対応策及び発動基準が準備されているか。
	2. 外部ベンダー提供システムから発生するY2K問題により損害を被る。	1. 各ベンダーとの契約をY2Kの観点から見直しているか。 2. ベンダーから保証書等を徴求し、その内容を法的側面から確認しているか。 3. 可能な限り自社にて稼働確認を行っているか。 4. 稼働確認ができない場合に、ベンダーからテスト内容等を徴求しているか。	1. 稼働確認できないシステム等については、2000年到来時に稼働確認する体制及び不調時を想定した代替案を準備しているか。
	3. 設備の異常から発生するY2K問題により損害を被る。		
	4. 自社のY2K問題により取引先、顧客等に損害を与える。	1. 自社から発生するY2K問題により、損害を与えうる取引先、顧客の洗い出しを行っているか。 2. 金融機関自らがベンダーとして提供しているシステムについて十分な対応をとっているか。 3. 対外に発出、公表する文書に対して、法的チェックを行っているか。 ①ホームページ、ディスクロージャー誌の記載内容 ②外部からのアンケートに対する回答等	1. 最善を尽くしたことを証明できる資料を準備しているか。 ①対応責任者の決定 ②テスト方針・内容の開示 ③対外接続テストの結果 ④Y2K対応を十分に実施したことを証明できる資料 ・Y2Kについての対応計画 ・Y2K稼働確認テストの記録 ・Y2Kに係わる経営陣からの指示・議事録等 必要に応じ上記の英文発表資料
	5. 経営陣に対し、法的責任が追及される。	1. 経営陣はY2K問題をシステムリスク対策に止まらず、その他のリスクについても的確な対策を指示しているか。 2. 経営陣はシステムリスク以外のリスクの対応状況についても報告を受けているか。 3. 経営陣は関連会社、海外拠点も含めて的確な対策を指示しているとともに、迅速に報告を受け体制をとっているか。 4. 当局発出のチェックリスト、ガイドライン等を十分に理解し、網羅的な対応策を計画・実行しているか。 5. 各対応策の期限を守っているか。 6. Y2K対応の内容について第三者(外部・内部)の検証を受けていることが望ましい。	2. ベンダーとして十分に稼働確認を実施したことを証明できる資料及び2000年到来時の特別体制を準備しているか。

リスクの所在	リスクシナリオ	リスク軽減策	コンティンジェンシー・プラン
6. 流動性リスク	1. 顧客の預金引き出し(或いは解約)により、流動性保有量が減少する。	1. 顧客に安心感を与える適切な情報開示を行っているか。 2. 事務リスクの軽減策を実施しているか。	1. 年末年始の資金確保について調達手段を準備しているか。 2. 日銀、業界団体等と流動性確保のための連携を行っているか。
	2. 2000年が迫ると資金の出し手である機関投資家が運用を回避する。		
7. 市場リスク (マーケット)	1. 格付機関より対応を危惧される。	1. 格付機関等向けに対応状況について、積極的かつ適切な情報開示を行っているか。 2. 格付機関等からのアンケートに対して的確に対応しているか。 3. 運用対象銘柄先のY2K対応状況についてアンケートやインタビューを行っているか。	1. 格付機関等から不当な評価をされた場合の対応策(風評リスク)を準備しているか。 2. 運用対象銘柄の価格変動への対応策はあるか。 3. 2000年3月末の評価損への対応策はあるか。
	2. 市場からの資金調達に影響する。		
	3. 自社の株価に影響が出る。		
	4. 自社の保有株式に影響する。		
8. プロジェクトリスク	1. 更改システムの遅延により、Y2K対応の不調が想定される。	1. 更改システムについては、より厳格な対応スケジュールの管理を行っているか。	1. 対応スケジュール上、更改システムの開発を中断するか否かを決定する時期を決めているか。 2. 更改システムの開発遅延を想定し現行システムの修正に取り掛かる等の代替案を準備しているか。 3. 開発を中断し代替案発動の基準を設定しているか。
	2. 外部ベンダーより、2000年対応完了としていたシステムが未対応と連絡を受ける。	1. ベンダー提供システムについてのリスク軽減策を実施しているか。 2. ベンダーへの確認は定期的に行う体制となっているか。 3. ベンダー提供のシステムについては出来得る限り、自ら稼働確認を行うことが望ましい。	1. 稼働確認できないシステム等については2000年到来時に稼働確認する体制及び不調時を想定した代替策を準備しているか。 2. 未対応との連絡を受けた場合を想定した代替案を準備しているか。
	3. テストが順調に推移せずに、Y2K対応の不調が想定される。	1. 対応スケジュール上、テストが順調に推移しないことを想定した十分なテスト期間を設定しているか。 2. 予備の資源(特に要員)を十分に確保しているか。	1. 要員不足の場合を想定して、人的資源(スキルある要員)の調達方法を確保しているか。 2. 要員のシフトを想定し、開発を中断するシステムの優先順位を設定しているか。
9. 連鎖リスク	1. 金融のインフラ・システムに異常が発生する。	1. 業界内対外接続テストに参加する等システム・リスクに対する軽減策を実施しているか。	1. システム・リスクに対するコンティンジェンシー・プランを策定しているか。
	2. その他社会インフラに異常が発生する。(通信、電力等)	1. 社会インフラの対応状況についての情報収集を定期的に行っているか。	1. 社会インフラに起因するコンティンジェンシー・プランを策定しているか。
10. その他のリスク	1. その他金融機関等が想定しているリスク。	1. その他のリスクに対する軽減策を実施しているか。	1. その他想定されるコンティンジェンシー・プランを策定しているか。

資料23 - 3 - 1 非常勤職員の募集・採用状況

	募集回	募集期間	採用日	応募者数	採用人数	平均在職期間	常勤化された職員数	募集対象者	募集方法
平成10 検査事務 年度	第1回 募集	平成10年 8月25日 ～9月16日	平成10年 10月1日	23人	4人	約10ヶ月	1人	・金融機関における「コンピュータ2000年問題」に関して専門的知識及び実務経験を有する者	・新聞発表 ・金融監督庁 ホームページ掲載
	第2回 募集	平成10年 11月10日 ～11月25日	平成10年 12月8日 ～平成11年 2月1日	94人	16人	約5ヶ月	4人	・数学、統計学関係の素養があり、かつ、金融分野に精通した者 ・債権の流動化商品、デリバティブ商品に関する専門的知識及び実務経験のある者 ・保険会社の保険数理業務に精通した者	・新聞発表 ・金融監督庁 ホームページ掲載 ・新聞広告
	第3回 募集	平成11年 4月5日 ～4月23日	平成11年 5月11日 及び 6月1日	48人	6人	約4ヶ月半	3人	・数学、統計学関係の素養があり、かつ、金融分野に精通した者 ・債権の流動化商品、デリバティブ商品に関する専門的知識及び実務経験のある者。	・新聞発表 ・金融監督庁 ホームページ掲載 ・新聞広告

	募集回	募集期間	採用日	応募者数	採用人数	平均在職期間	常勤化された職員数	募集対象者	募集方法
平成11検査事務年度	第4回募集	平成11年 8月13日 ～ 8月31日	平成11年 10月5日 及び 11月1日	81人	4人	約5ヶ月	3人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の流動化商品、デリバティブ商品に関する専門的知識及び実務経験のある者 ・ 法令等に関する専門知識及び実務経験のある者 ・ 金融機関等における「コンピュータ2000年問題」などシステム関連で専門的知識及び実務経験を有する者 ・ 数学、統計学関係の素養があり、かつ、金融分野の精通者 ・ 保険会社の保険数理業務の精通者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞発表 ・ 金融監督庁ホームページ掲載 ・ 新聞広告
	第5回募集	平成12年 1月18日 ～ 2月7日	平成12年 4月3日 ～ 6月5日	108人	5人			<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に関する専門知識及び実務経験のある者 ・ 監査・検査に関する専門知識及び実務経験のある者 ・ 信用リスクに関する専門知識及び実務経験のある者 ・ 債権の流動化商品、デリバティブ商品に関する専門知識及び実務経験のある者 ・ 金融機関等におけるコンピュータ・システム関連で専門知識及び実務経験を有する者 ・ 国際業務に関する専門知識及び実務経験の有する者 ・ 保険会社の保険数理業務の精通者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞発表 ・ 金融監督庁ホームページ掲載 ・ 新聞広告

金融監督庁では、デリバティブ取引・法令等遵守状況及びコンピュータ 2000 年問題を含むシステム関連などの分野に関する検査の際の補佐要員として、非常勤職員を採用することとしております。募集要項は、次のとおりです。

[募集要項]

- 職 種
- 1 デリバティブ取引に関する検査の補佐
 - 2 法令等遵守状況に関する検査の補佐
 - 3 コンピュータ 2000 年問題を含むシステム関連検査の補佐
 - 4 市場リスク規制にかかる「内部モデル」を含むリスク管理に関する検査の補佐
 - 5 保険会社の責任準備金などに関する検査の補佐

職務内容 金融監督庁の金融証券検査官の指示に従い、主に上記 1 ~ 5 に関する内部事務及び金融検査に従事します。

募集人員 各職種毎に若干名

- 資 格
- 1 債権の流動化商品、デリバティブ商品に関する専門的知識及び実務経験のある者
 - 2 法令等に関する専門知識及び実務経験のある者
(例えば、金融機関等の法務関係のセクションに 従事していた者)
 - 3 金融機関等における「コンピュータ 2000 年問題」などシステム関連で専門的知識および実務経験を有する者
 - 4 数学、統計学関係の素養があり、かつ、金融分野の精通者
(例えば、金融機関におけるリスク管理に従事していた者)
 - 5 保険会社の保険数理業務の精通者
(例えば、(社)日本アクチュアリー会の正会員及びそれに準ずる者)

上記の職種欄に記載された 1 ~ 5 の項目に関して、専門的知識及び実務経験を有するもの。

なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承下さい。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁治産者、準禁治産者
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

報 酬 常勤職員との権衡を考慮して決定します。また、金融検査で出張する際には出張旅費等が支給されます。

勤 務 地 金融監督庁（東京都千代田区）

雇用期間 平成11年10月頃から平成12年2月頃までの予定
なお、採用後の勤務実績等により常勤職員となることもあります。

勤務時間 原則として9時30分から17時45分（土日休日を除く）

身 分 非常勤職員として国家公務員法等の適用を受けます。
（国家公務員としての守秘義務が課せられます。なお、営利企業の役職員等との兼職については、当庁の承認を受けていただく必要があります。）

応募方法 写真貼付のうえ希望職種を明記した所定の履歴書に、学歴、職歴、資格、家族状況等を記載して、下記宛先までご郵送ください。
（期限 8月31日必着）
書類選考後、追って面接日、場所等を通知致します。

* 平成11年8月13日 発表、ホームページ掲載

金融監督庁では、法令等遵守状況・リスク管理態勢及びコンピュータ・システム関連などの分野に関する検査の際の補佐要員として、非常勤職員を採用することとしております。募集要項は、次のとおりです。

[募集要項]

- 職 種
- 1 法令等遵守状況に関する検査の補佐
 - 2 リスク管理態勢に関する検査の補佐
 - 3 信用リスクに関する検査の補佐
 - 4 デリバティブ取引に関する検査の補佐
 - 5 金融機関等におけるコンピュータ・システムに関する検査の補佐
 - 6 国際業務に関する検査の補佐
 - 7 保険会社の責任準備金などに関する検査の補佐

職務内容 金融監督庁の金融証券検査官の指示に従い、主に上記 1 ~ 7 に関する内部事務及び金融検査に従事します。

募集人員 10 名程度

- 資 格
- 1 法令等に関する専門知識及び実務経験のある者
(例えば、銀行・証券・保険会社等の法務関係のセクションに従事していた者)
 - 2 監査・検査に関する専門知識及び実務経験のある者
(例えば、監査実務、内部検査実務経験者)
 - 3 信用リスクに関する専門知識及び実務経験のある者
(例えば、信用リスクモデル又は信用格付関係実務経験者)
 - 4 債権の流動化商品、デリバティブ商品に関する専門的知識及び実務経験のある者
 - 5 金融機関等におけるコンピュータ・システム関連で専門的知識及び実務経験を有する者
 - 6 国際業務に関する専門知識及び実務経験のある者
(例えば、邦銀の海外支店等の勤務経験者)
 - 7 保険会社の保険数理業務の精通者

なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承下さい。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁治産者、準禁治産者

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

報 酬 常勤職員との権衡を考慮して決定します。また、金融検査で出張する際には出張旅費等が支給されます。

勤 務 地 金融監督庁（東京都千代田区）

雇用期間 平成12年3月頃から数ヶ月の予定
なお、採用後の勤務実績等により常勤職員となることもあります。

勤務時間 原則として9時30分から17時45分（土日休日を除く）

身 分 非常勤職員として国家公務員法等の適用を受けます。
（国家公務員としての守秘義務が課せられます。なお、営利企業の役職員等との兼職については、当庁の承認を受けていただく必要があります。）

応募方法 写真貼付のうえ希望職種を明記した所定の履歴書に、学歴、職歴、資格、家族状況等を記載して、下記宛先までご郵送ください。
（期限 2月7日必着）
書類選考後、追って面接日、場所等を通知致します。

* 平成12年1月18日 発表、ホームページ掲載

資料 23 - 4 - 1 この1年間の研修等の開催実績

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
長官官房企画課開発 研修室主催					
金融検査実務初 等研修	金融検査に必要な基礎 知識の付与及び技術の 習得	原則未経験の金 融証券検査官等	金融監督庁 41名 大蔵省財務局 100名 計 141名	平成11年8月17日 ～9月17日 実質 23日間	職員の倫理規程、財 務諸表論、金融検査 マニュアル、法令等 遵守、リスク管理、 資産査定事例研究
			金融監督庁 17名 大蔵省財務局 22名 計 39名	平成12年1月18日 ～2月17日 実質 22日間	
			金融監督庁 2名 大蔵省財務局 163名 計 165名	平成12年4月10日 ～5月17日 実質 25日間	
金融検査実務中 等研修	金融関連法令等の専門 知識、リスク管理の最新 知識の付与及び技術の 習得	経験年数複数年 の金融証券検査 官等	金融監督庁 3名 大蔵省財務局 45名 計 48名	平成11年12月13日 ～12月17日 実質 5日間	職員の倫理規程、連 結決算制度、金融機 関のコンプライアンス、 リスク管理、デリバティブ取引、 資産査定事例研究
総合金融高等研 修	金融機関の経営実態把 握やリスク管理につい て高度な知識の付与及 び技術の習得	主任検査官クラ スの金融証券検 査官等	金融監督庁 6名 大蔵省財務局 29名 計 35名	平成11年12月13日 ～12月17日 実質 5日間	職員の倫理規程、連 結決算制度、リスク 管理、マクロ経済動 向、人間関係論、メン タルヘルス、事例 研究
デリバティブ研 修(初級・中級)	最先端の金融技術に関 し高度な専門的な知識 の付与	金融証券検査官 を含む全職員	(初級)金融監督庁45名 うち検査部16名 (中級)金融監督庁11名 うち検査部6名	平成12年1月11日 ～1月17日 実質 5日間	ファイナンスの基礎 概念、スワップ・フ ューチャー・オプシ ョン取引の基礎

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催					
検査部全体研修 (夏期)	厳正で実効性ある金融 検査の実施及び検査に 関する専門知識の習得 を図ること	検査部全職員	金融監督庁 約 150 名 大蔵省財務局約 40 名 計 約 190 名	平成 11 年 7 月 26 日 ～ 7 月 29 日 4 日間	検査部における当面 の諸問題について、 システム改革法関連 (連結の考え方)、電 子商取引の進展と経 済機構改革、金融検 査マニュアルの概要
検査部全体研修 (冬期)	厳正で実効性ある金融 検査の実施及び検査に 関する専門知識の習得 を図ること	検査部全職員	金融監督庁 約 180 名 大蔵省財務局約 40 名 計 約 220 名	平成 11 年 12 月 20 日 ～ 12 月 22 日 3 日間	金融行政における当 面の諸問題につい て、債権の流動化事 例、税効果会計、連 結決算、会計士監査、 金融検査マニュアル
初任者研修(転入 者及び希望者)	初めて金融検査に従事 する金融証券検査官を 対象に検査実務のため の基礎を習得させるこ と	新任の金融証券 検査官等	金融監督庁 約 60 名	平成 11 年 7 月 30 日 ～ 8 月 3 日 3 日間	検査官の心得等、金 融検査の手順・手続 き、生命保険会社の 商品の概要、生命保 険会社の決算及び区 分計理、生命保険数 理(責任準備金、利 源分析等)
初任者研修(転入 者及び夏期研修 等未受講者)	初めて金融検査に従事 する金融証券検査官等 を対象に金融証券検査 官としての必要最低限 の基礎知識を付与する こと	新任の金融証券 検査官等	金融監督庁 9 名	平成 12 年 4 月 7 日 1 日間	検査の心構え、金融 機関の法規制、金融 検査マニュアル

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催					
基礎的査定実務研修	初めて金融検査に従事する金融証券検査官等を対象に金融証券検査官として資産査定の基礎知識を付与すること	新任の金融証券検査官等	金融監督庁 約 60 名	平成 11 年 12 月 21 日 半日間	資産査定事例研究
統括・特別検査官研修	統括・特別検査官に対して、検査の指揮・管理者としての素養を向上させること	検査監理官 統括・特別検査官 市場リスク検査室長	金融監督庁 30 名	平成 11 年 7 月 22 日 半日間	教養講話「指揮官の心得」
新任者研修(主任等管理者クラス 金融証券検査官)	金融検査をリードする立場の主任等管理者クラスの金融証券検査官に対して実効性ある金融検査の実施及び専門性向上のための実務の習得を図ること	統括・特別検査官 金融証券検査官等	金融監督庁 約 80 名	平成 11 年 7 月 22 日 ～ 7 月 23 日 2 日間	「主任・サブ・貸担検査官の心得」
パソコン研修	インターネット、電子メール等の利用方法及びモバイルの概要について周知すること	検査部全職員	金融監督庁 約 150 名	平成 11 年 7 月 21 日 1 日間	パソコンの使用法の概要
モバイル研修	実地検査の際にバックオフィスとの連携をより緊密に行うためモバイルの導入を図ったためその使用法を周知すること	検査部若手職員	金融監督庁 約 50 名	平成 11 年 7 月 23 日 1 日間	モバイルの使用法の概要

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催（対財務局等）					
第1回財務局検査監理官・金融検査関係課長会議	平成11年度における検査基本方針及び検査基本計画等について、各財務局に対して周知すること	大蔵省財務局 検査監理官 検査総括課長 審査業務課長	大蔵省財務局約30名	平成11年7月30日 半日間	検査部の新しい体制、平成11年度検査基本方針及び検査基本計画、金融検査マニュアル等通達、信用組合の移管
第2回財務局検査監理官・金融検査関係課長会議	検査監理機能の強化等について、各財務局に対して周知すること	大蔵省財務局 検査監理官 検査総括課長 審査業務課長	大蔵省財務局約30名	平成11年9月14日 半日間	平成12年度機構定員要求状況、検査監理機能の強化、信用組合の移管、第二地銀に対する検査・考査結果
第3回財務局検査監理官・金融検査関係課長会議	信用組合集中検査における留意事項等について、各財務局に対して周知すること	大蔵省財務局 検査監理官 検査総括課長 審査業務課長	大蔵省財務局約30名	平成12年3月27日 半日間	平成12年度検査部の体制、検査マニュアルを適用した検査、意見申出制度、信用組合検査
東ブロック会議	今後の信用組合検査、検査マニュアルを適用した検査等について、各財務局に対して周知すること及び事例研究を行うこと	大蔵省財務局 統括金融証券検査官 特別金融証券検査官	大蔵省財務局約60名	平成12年3月28日 半日間	今後の信用組合検査、事例研究、検査マニュアルを適用した検査

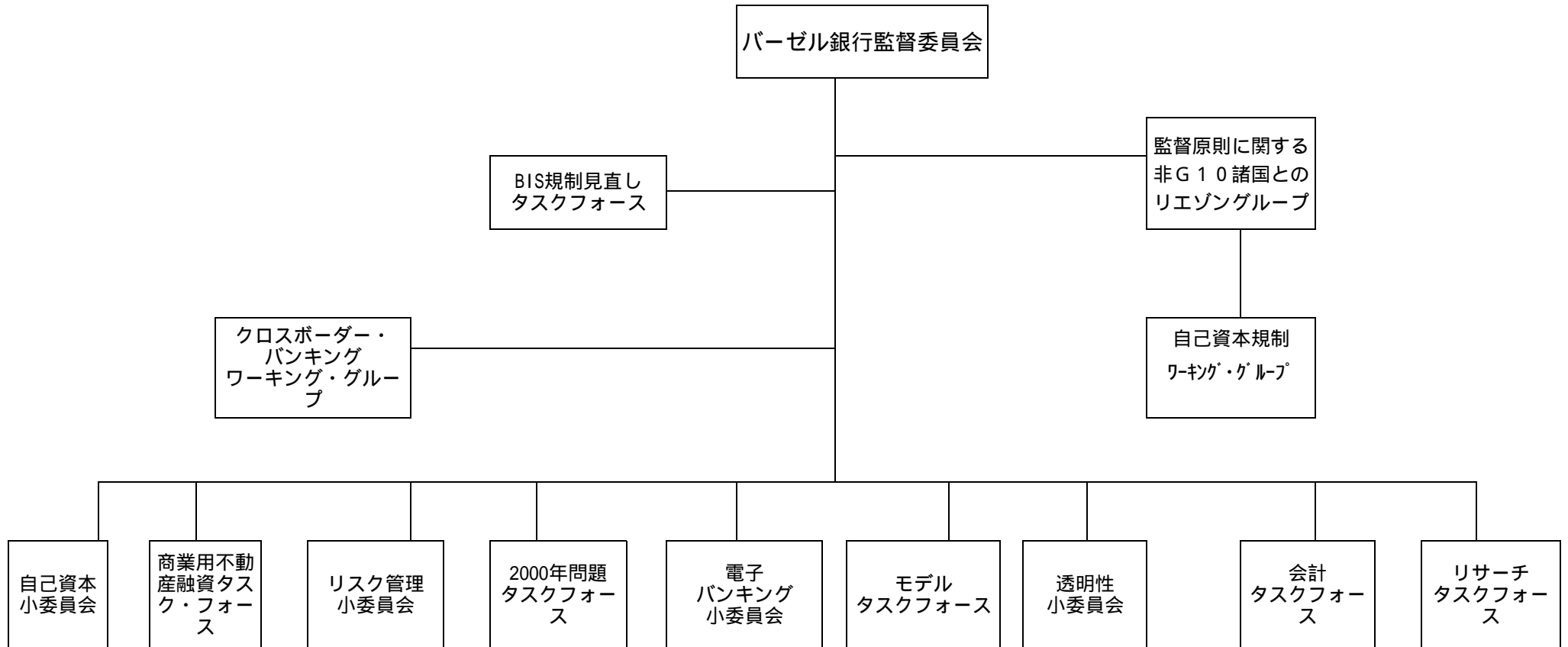
研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催（対財務局等）					
西ブロック会議	今後の信用組合検査、検査マニュアルを適用した検査等について、各財務局に対して周知すること及び事例研究を行うこと	大蔵省財務局 統括金融証券検査官 特別金融証券検査官	大蔵省財務局約 60 名	平成 12 年 4 月 21 日 半日間	今後の信用組合検査、事例研究、検査マニュアルを適用した検査
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（北陸財務局）	平成 11 年 4 月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省北陸財務局検査監督担当職員	大蔵省北陸財務局及び県 約 50 名	平成 11 年 6 月 7 日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等
		北陸財務局管内にある県の検査監督担当職員	北陸財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 150 名	
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（近畿財務局）	平成 11 年 4 月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省近畿財務局検査監督担当職員	大蔵省近畿財務局及び府県 約 50 名	平成 11 年 6 月 8 日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等
		近畿財務局管内にある府県の検査監督担当職員	近畿財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 200 名	

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催（対財務局等）					
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（四国財務局）	平成11年4月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省四国財務局検査監督担当職員 四国財務局管内にある県の検査監督担当職員	大蔵省四国財務局及び県 約 50名	平成11年6月14日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等
		四国財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 50名	平成11年6月14日 半日間	
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（中国財務局）	平成11年4月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省中国財務局検査監督担当職員 中国財務局管内にある県の検査監督担当職員	大蔵省中国財務局及び県 約 50名	平成11年6月15日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等
		中国財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 150名	平成11年6月16日 半日間	
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（北海道財務局）	平成11年4月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省北海道財務局検査監督担当職員 北海道の検査監督担当職員	大蔵省北海道財務局及び道 約 50名	平成11年6月21日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催（対財務局等）					
		北海道財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 150名	平成11年6月21日 半日間	
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（東北財務局）	平成11年4月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省東北財務局検査監督担当職員 東北財務局管内にある県の検査監督担当職員	大蔵省東北財務局及び県 約 50名	平成11年6月22日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等
		東北財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 150名	平成11年6月23日 半日間	
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（九州財務局）	平成11年4月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	大蔵省九州財務局検査監督担当職員 九州財務局管内にある県の検査監督担当職員	大蔵省九州財務局及び県 約 50名	平成11年6月23日 半日間	金融検査マニュアル「最終とりまとめ」の概要等
		九州財務局管内にある金融機関等	金融機関等約 150名	平成11年6月24日 半日間	

研修名等	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
検査部主催（対財務局等）					
金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」説明会（沖縄総合事務局）	平成11年4月にとりまとめられた金融検査マニュアルの「最終とりまとめ」の概要等について、各財務局等に対して周知すること	沖縄総合事務局 検査監督担当職員	沖縄総合事務局 及び県 約 20名	平成11年6月25日 半日間	金融検査マニュアル 「最終とりまとめ」 の概要等
		沖縄県の検査監督担当職員	金融機関等約 30名	平成11年6月25日 半日間	
		沖縄総合事務局 管内にある金融機関等			

バーゼル銀行監督委員会機構図



バーゼル委員会における主要な小委員会・タスクフォースの概要

1. 自己資本小委員会

自己資本比率規制の解釈等自己資本規制全般について検討、見直しを行なうことを目的として設立された。BIS規制見直し作業においては、信用リスク測定に関する標準的手法について検討を行なっている。

2. リスク管理小委員会

銀行のリスク管理及び内部管理に係る監督上の政策・指針等の検討を行い、銀行業界における健全な業務促進を目的として設立された。BIS規制見直し作業においては、その他のリスク、銀行勘定の金利リスク及び適切な自己資本に関する監督上のレビューについて検討を行なっている。

3. 透明性小委員会

透明性小委員会は、市場規律を強化し、市場の安定化と効率性を促進し、銀行監督の有効性と包括性を向上させることを目的としている。BIS規制見直し作業においては、自己資本の構成項目等のディスクロージャーによる市場規律の利用について検討している。

4. 電子バンキング小委員会

電子銀行業の監督行政上の問題について、特に、電子バンキングに関連した、越境取引問題、リスク管理や技術問題、消費者保護と透明性の問題に着目し、監督上の指針の作成を検討している。

5. モデル・タスクフォース

市場リスク規制の内部モデル・アプローチにかかる技術的論点の検討を行うために設置され、その後、信用リスクモデルの定量化に係る技術的論点の検討を行っている。BIS規制見直し作業においては、信用リスク測定に関する内部格付手法について検討している。

6. 会計タスクフォース

実効的かつ包括的な監督及び安全で健全なシステムを育成することを目的として設立された。同タスクフォースでは、銀行監督当局の観点から重要と考えられる会計問題を特定化し、国際的な会計の調和に向けた努力に貢献し、銀行における健全な会計実務のための監督上の指針を作成している。

7. リサーチタスクフォース

自己資本比率規制全般にかかる調査研究を行なうことを目的として設立された。BIS規制見直し作業においては、同見直しが銀行に与える影響等についての調査を行なっている。

自己資本比率規制に関するバーゼル合意の見直しについて

1. これまでの経緯と今後のスケジュール

- 1988年7月 バーゼル自己資本合意(いわゆるBIS規制)公表
- 92年末 バーゼル自己資本合意の経過措置終了
(日本は93年3月期)
- 96年1月 マーケット・リスク規制公表
- 97年末 マーケット・リスク規制実施
(日本は98年3月期)
- 99年6月 バーゼル自己資本合意の改訂に関する市中協議ペ
ーパー公表
(コメント受付。同時並行でバーゼル委員会において、規制のより具体的な
内容につき検討。)
- 2000年3月末 コメント期限
- 2001年初め 改訂ペーパー公表予定
- (2002~2003年以降 改訂自己資本比率規制実施の見込み)

2. 現行規制の見直しが必要とされた理由

- 信用リスクの捉え方が大雑把で画一的
(事業会社向け貸付のリスクウェイトが一律100%など)
- リスクアセットの算出方法が、近年の金融技術の進歩に適合していな
い
- 現行規制では、信用リスク、マーケットリスク量をもとに計算した所
要自己資本額により、オペレーショナルリスク等その他のリスクもカ
バーされているとの考え方がとられており、個別のリスクの内容ごと
に所要自己資本額を計算する仕組みとなっていない。

よりリスクを適切・正確に反映するような枠組みに改定

3. 改定案の枠組み

➤ 第1の柱 最低所要自己資本比率

(1) 信用リスク

標準アプローチ

- ・ 現行の規制を基本としつつ、外部信用評価を利用してリスクウェイトの設定を精緻化

内部格付アプローチ

- ・ 銀行自身が与信先に対して行なっている内部信用格付を利用して、所要自己資本額の算定を行う手法を検討

信用リスクモデル

- ・ 自己資本比率の計算に統計的手法によるポートフォリオベースでのリスク計測を行う信用リスク内部モデルの導入を中長期的な課題として検討

(2) その他のリスク

- ・ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の算定を行う手法を検討
- ・ バンキング勘定の金利リスクが平均値を相当程度上回る銀行 (“outlier”) に対する自己資本賦課を検討

➤ 第2の柱 自己資本充実度に関する監督上の検証プロセス

- ・ 銀行自身による自己資本充実度に関する内部評価プロセスの確立と監督上の検証プロセスの検討

➤ 第3の柱 ディスクロージャーの充実による市場規律の活用

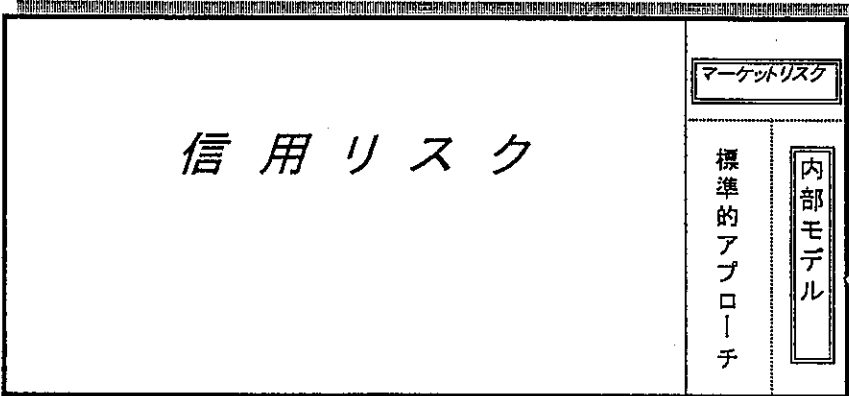
- ・ マーケットによる銀行に健全性についての評価が適切に行なわれるようにすることにより、市場規律を向上

1. 1988年合意

信用リスク

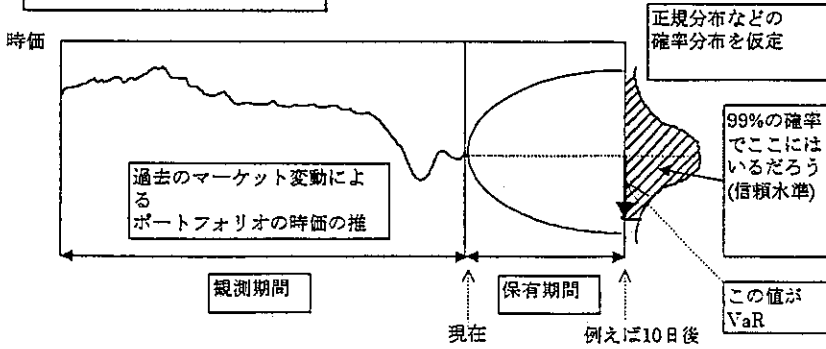
8%

2. 1996年の改定(マーケットリスク規制)

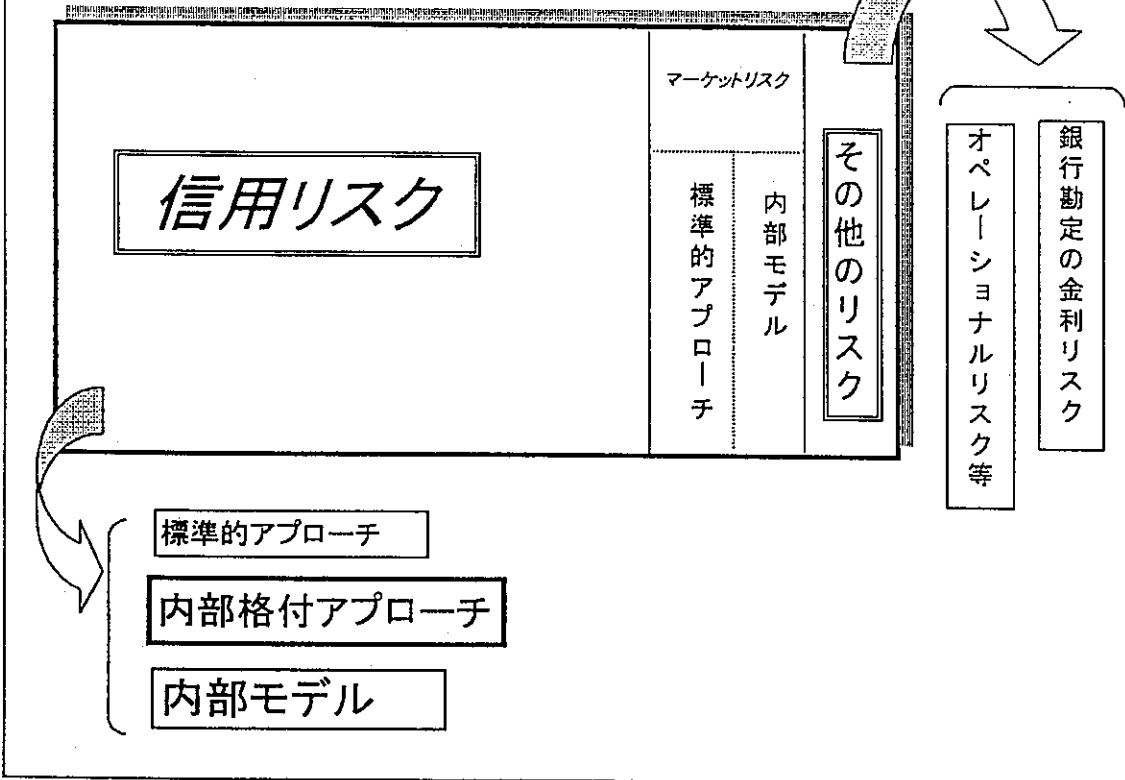


8%(マーケットリスクについてはリスクと同額の自己資本を保有)

VaRによるリスクの測定

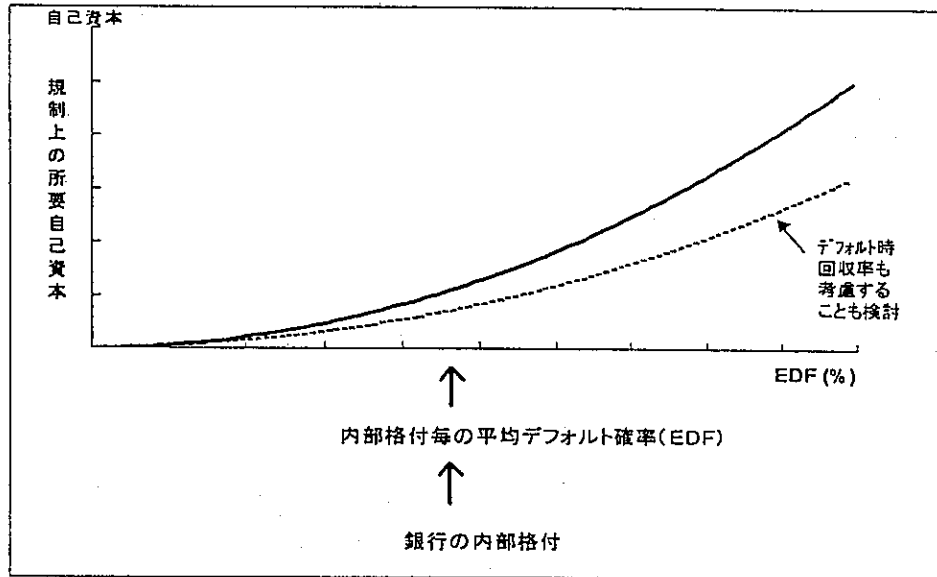


3. 今回の見直し



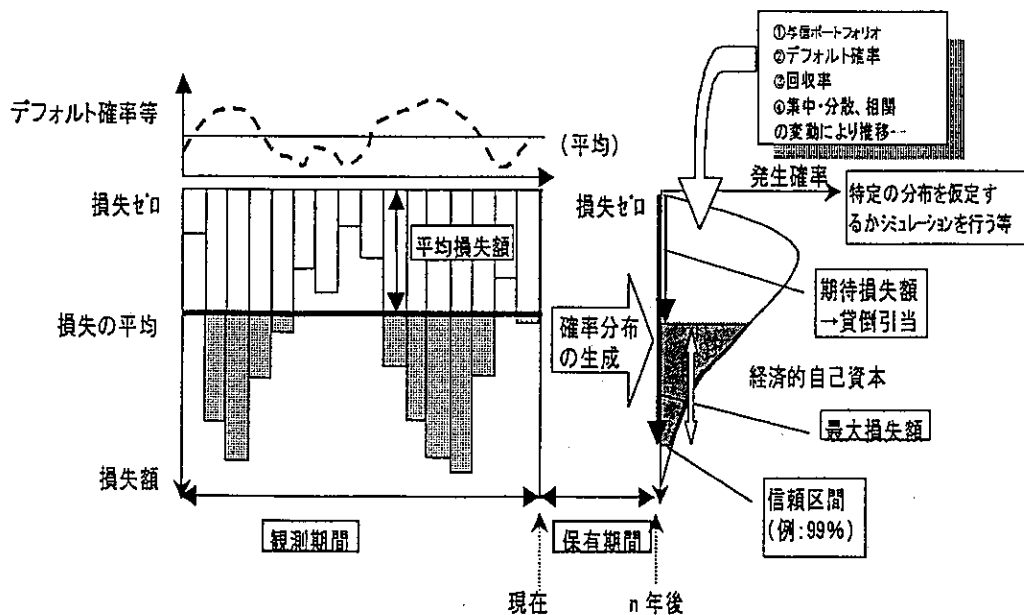
(参考)

1. 内部格付アプローチの考え方

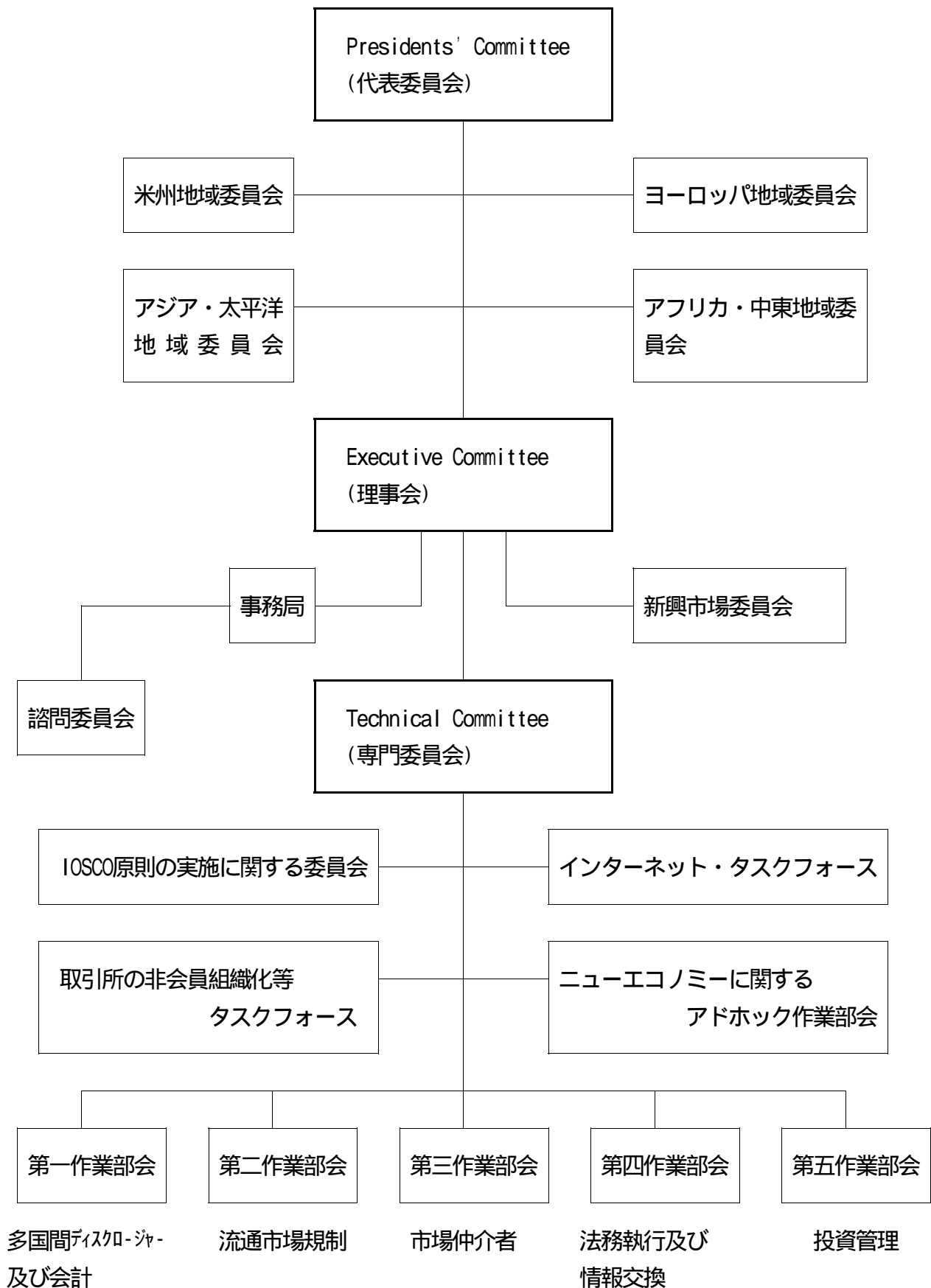


(注) 規制上の所要自己資本の算出に当たっては、デフォルト確率だけでなく、デフォルト時回収率、あるいは集中・分散効果等も考慮することについても検討

2. 信用リスクモデル(信用VaR)の考え方



[IOSCO機構図]



~IAIS 組織図~

